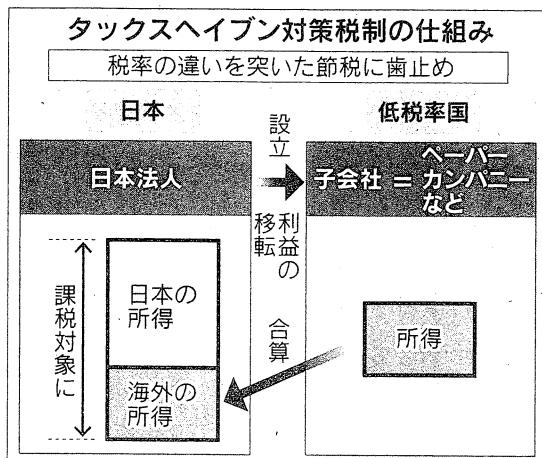


タックスヘイブン対策税制

主要40カ国全面導入



タックスヘイブン対策税制の導入状況

O E C D ・ G 20 加盟国	
導入済み	日本、米国、英国、ドイツ、中国、韓国など
未導入 (今後導入が想定)	インド、オランダ、ベルギー、オーストリア、チェコ、エストニア、アイルランド、ルクセンブルク、スロバキア、スロベニア、スイス、サウジアラビア

※税理士法人 P w C 調べ

経済協力開発機構(OECD)と20カ国・地域(G20)に加盟する合わせて40カ国余りが、租税回避地(タックスヘイブン)を使った企業の過度な節税策を防ぐ税制を全面導入する見通しとなった。日米英などの主要国が採用している課税の仕組みを、インドやオランダなどの10カ国以上が導入する。税率の違いを突く節税策を防ぐ国際的な取り組みの抜け穴をふさぐ狙いだ。日本企業の税務戦略にも影響を及ぼしそうだ。

G 20・O E C D 秋にも合意 税の抜け穴ふさぐ

▼タックスヘイブン(租税回避地) 法人税率などの税率を意図的に低くする国や地域を指す。企業はペーパーカンパニーを作り、所得や資産をタックスヘイブンに移せば、納税額を減らすこと

ていると当局が判断した場合、この子会社の利益を移して税負担の軽減をめざす企業も少なくない。そうした動きを防ぐ税の仕組みをタックスヘイブン対策税制と呼んでいる。日本もタックスヘイブン対策税制を導入済み。日本に本社のある企業が法人税率20%未満の国に実体のない子会社を作つて、新制度を入れる。加盟国の事務レベルでは大筋で合意しており、11月のG20首脳会合で首脳が採択する見通しだ。タックスヘイブン対策税制を導入していない国の中には、あからさまに低い税負担をアピールしてグローバル企業の本社を自國に呼び込もうとする動きも少なくない。世界の主要な約40カ国が一致して導入することで、タックスヘイブンができる。カリブ海地域の英領ケイマン諸島などが代表的だ。主要国は課税逃れを防ぐ「タックスヘイブン対策税制」を取り入れている。日本は1978年度に導入し

タックスヘイブンができない。カリブ海地域の英領ケイマン諸島などが代表的だ。主要国は課税逃れを防ぐ「タックスヘイブン対策税制」を取り入れている。日本は1978年度に導入し

国際的な課税逃れへの取り組みの抜け穴をふさぎ、グローバル企業の公平なビジネス環境が整うとの指摘もある。G20とOECDは加盟国以外の国にも導入を促す方針だ。だが加盟していらないシンガポールやマレーシアなどは低い税負担を企業誘致の重要な柱と位置づけており、応じられない。一方、課税強化になる企業もありそうだ。インドやオランダなどの国に中間持ち株会社を持ち、低税率国に実体のない企業もありそうだ。インドやオランダなどの国に中間持ち株会社を持つことから同じ所得に対する二重課税を受けるリスクが生じる。OECDは二重課税を排除する仕組みも検討しているが、「うまく機能しないければ、日本企業のなかでグローバルのグループ経営戦略を見直す契機になる可能性がある」

(高野氏)。